

## 半田市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）及びドナーを雇用する事業所等（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。以下「事業所」という。）に対し交付する助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成金交付の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 骨髄等の提供時において半田市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳に記録されているドナー（以下「交付対象ドナー」という。）
- (2) 交付対象ドナー（個人事業主を除く）が骨髄等を提供するため最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、当該交付対象ドナーを引き続き雇用していた国内の事業所。ただし、該当する事業所が複数存在する場合は、ドナーが主たる雇用先と認める1事業所（以下「交付対象事業所」という。）に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 市税等を滞納しているもの
- (2) 半田市暴力団排除条例(平成23年半田市条例第19号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくはこれらの者に密接な関係を有するもの
- (3) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けているもの

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 交付対象ドナーに対する助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院に要した日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。
  - ア 健康診断のための通院日数
  - イ 自己血貯血のための通院日数
  - ウ 骨髄等の採取のための通院・入院日数
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し、骨髄バンク又は医療機関が必要

と認める通院等日数。ただし、骨髄等の再手術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康障がいに係る通院等は除く。

- (2) 交付対象事業所に対する助成金の額は、交付対象ドナーが前号アからエまでに掲げる理由により休業した日数に1万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき7万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする交付対象ドナーは、骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類  
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする交付対象事業所は、骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（事業所用）（様式第2）に、次に掲げる書類を添えて、交付対象ドナーが骨髄等の提供を完了した日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象ドナーが骨髄等を提供するため最初に通院した日から当該提供を完了した日まで  
の間、当該交付対象ドナーを引き続き雇用していたことを証することができる書類  
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、申請したものに交付決定日、交付金額を通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、申請したものに不交付決定日、不交付の理由を通知するものとする。

(助成金の返還等)

第6条 市長は、申請したものが偽りその他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとするものが明らかであると認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、平成31年4月1日以降に骨髄等の提供が完了した交付対象ドナー及び交付対象事業所について適用する。

様式第1 (第4条関係)

年 月 日

半田市長 様

(申請者) 住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話

eメール

骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書 (ドナー用)

骨髄移植ドナー助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、この助成金の交付決定に当たり、市税等の納付状況を確認することに同意し、他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていないことを誓約します。

また、助成金の交付を認められた場合には、下記の口座への振込を請求します

記

- 1 助成申請額20,000円× 日= 円  
(通院 日、入院 日、その他 日、合計 日)
- 2 骨髄等の提供日 年 月 日
- 3 助成金の振込先

金融機関名	店 名	種目	口座番号	フリガナ 口座名義人
銀行 信用金庫 農協	店	普通 ・ 当座		

4 添付書類

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2 (第4条関係)

年 月 日

半田市長 様

(申請事業所) 住所

事業所名

代表者名

電話

eメール

骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書 (事業所用)

骨髄移植ドナー助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、助成金の交付を認められた場合には、下記の口座への振込を請求します

記

- 1 助成申請額 10,000円 × 日 = 円  
(通院 日、入院 日、その他 日、合計 日)
- 2 交付対象ドナー
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
- 3 骨髄等の提供日 年 月 日
- 4 助成金の振込先

金融機関名	店 名	種目	口座番号	フリガナ 口座名義人
銀行 信用金庫 農協	店	普通 ・ 当座		

- 5 添付書類
  - (1) ドナーとの雇用契約が確認できる書類 (雇用証明書等)
  - (2) その他市長が必要と認める書類